

A 案

2022年6月5日

上越市長 様

高田区として必要な大雪災害対策について（意見書）

高田区地域協議会

会長 本城文夫

この間、高田区地域協議会では、諸団体との意見交換会などで意見を聴取するなど、「高田区として必要な大雪災害対策について」協議してきました。このことについて上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、自主的に審議した結果を提案します。

-記-

1. 行政・住民ともに「大雪そのものが災害」という認識を確立してください

①雪害は他の災害とは違う特殊な災害です

- ・被害が直ちに生じるのではなく、緩慢に発生する特殊災害です。
- ・毎年のように同じ所（地方・地域）で発生することから、住民自身が「去年より少ない」「もっといっぱい降ったことがある」「この位なら大丈夫」等々、大雪を災害と思わない意識が強くあります。

②まず、行政自身が「大雪そのものが災害」との認識に立っていただきたい

- ・災害救助法及び条例では「平年値」を基準にしていることから、多雪地と少雪地とでは適用になる積雪量が違います。そのため、認識の違いが生じているのではないかと思います。
- ・国県に対し、災害救助法及び災害救助条例の適用基準の見直しを求めて下さい。

③その上で、住民にも「大雪は災害」との認識に立ってもらうよう啓蒙してください

2. 大雪時、市から市民への情報伝達の方法はどうあるべきか検討してください

①SNS等活用の再検討が必要です

- ・高齢者を中心に多数の情報弱者が存在します。「ホームページに掲載してある」ということでは、すべての住民に緊急情報が行き届かないことを前提とした対策が必要です。
- ・情報弱者への情報伝達のあり方の研究、高齢者を中心とした情報機器を使えない人への配慮、代替手段の検討が必要です。

②防災ラジオ等の有効な活用方法を検討してください

- ・市から町内会長宅にFAX機が配備されています。これを活用することを検討してください。その際、「災害時ですので、緊急FAXを送付することがあります」等、事前の周知と確認をしてください。
- ・防災ラジオが各戸に配置されています。この活用方法を検討してください。大音量ですので、放送する内容、時間帯を厳選する必要があります。

③防災放送を有効活用してください

- ・高田区内の何ヶ所かに防災放送設備が設置されています。これを有効に活用する必要があります。
- ・降雪・積雪によって、音声がかき消されることを考慮し、必要ならば設置個所を増やすなどの対策を取ってください。

④町内放送の活用について町内会と協議してください

- ・高田区のいくつかの町内には「町内放送」設備が設置されています。この活用も検討する必要があります。
- ・例えば、防災ラジオ放送を接続（市費で）するなどの検討をしてください。
- ・「お知らせ」内容を記した書面を送付するなどし、放送をお願いすることも必要です。

⑤市民向け文書のあり方の再検討する必要があります

- ・雪害対策を市民に知らせるチラシ・文章等は、回覧ではなく全戸配布にしてもらいたい。

3. 豪雪時の交通確保について具体的な対策を取ってください

- ①車道や歩道が数日以上ふさがる状況の発生が予測される場合の対策が必要です
 - ・狭い道路に車が突っ込んでスタックしてしまうと、その後の交通が遮断されてしまいます。
 - ・狭い道路について、降雪時通行止め等の対策（条件・実施方法等）を検討してもらいたい。
- ②一斉雪下ろしの際、通行止めになる期間を短縮してください
 - ・通行止めになると、救急車も消防車も入れません。1日でも2日でも短縮する工夫をしてください。
 - ・一斉雪下ろしの決定から排雪完了までの「タイムライン」を作成し、周知していただきたい。

4. 自助、共助、公助の観点からそれぞれ対策を取る必要があります

- ①行政、町内会など、個人それぞれの任務分担を明確にすることが大事です
 - ・自助、共助、公助といわれます。それぞれが災害に備えてやっておくべきこと、災害に際してやるべきことを明確にしてください。
 - ・「市としてここまでやるので、町内会や住民はこうしてほしい」というように、具体的に提起する必要があります。
 - ・その際、雁木通りの地区と戸建ての地区の違いに配慮する必要があります。
- ②市としてやるべきことを明確に規定してください
 - ・雁木が途切れた通学路（含む民地）の除雪について、次のことを検討してください。
だれがやるのか。その負担はどうするのか。
市が業者等に委託するという方法はとれないか。
「緊急除雪作業報償制度」を拡大適用することはできないか。
 - ・買い物弱者対策はどうするのか検討してください。町内会や民生委員では、限界があります。
 - ・物品備蓄の期間（一斉雪下ろし決定から排雪完了までの期間）や備蓄品（食料・飲料水・燃料等）の内容、保管場所を検討してください。
 - ・市の備蓄、各家庭の備蓄とは別に、市の負担での町内会等で備蓄も検討してください。
 - ・民生委員と町内会との連携について、現状では情報共有に限界があるので、可能性を探求していただきたい。
- ③町内会などコミュニティが実施すべきことを明らかにし、徹底してください
 - ・民生委員、防災士と町内会との連携について、降雪前に協議するよう依頼してください。
 - ・防災士に対してお願いしたい点を検討し、降雪前に依頼してください。
 - ・防災士が、町内会との連携を進め、災害時にリーダーシップがとれるような体制構築が必要です。
 - ・町内会と民生委員が協力して、住民の安否などを適宜把握するよう働きかけていただきたい。
 - ・市からの情報を迅速に住民に知らせる体制を整えてください。
- ④個人が大雪災害に対し備えておくべきことを明らかにし、住民に周知してください
 - ・「防災備蓄」について、地震、水害、大雪など災害によってそれぞれ備蓄の仕方、種類、数量等が違うので、大雪の場合を提起する必要があります。
 - ・大雪対策として、「雪が降る前に少なくともこれだけは」という目安を作り、周知してください。
 - ・大雪で燃料の買い出しができない場合に備え、暖房器具の見直し、燃料の確保などを周知する必要があります。

5. 大雪対策について住民へ事前周知してください

- ①市として、降雪前に「住民説明会」を開催して、周知してください。
 - ・年に一度降雪前に、「自助、共助、公助」のそれぞれについて説明し、「住民としてこれだけは」というものを徹底する必要があります。
 - ・広域で集めてやるのではなく、町内会ごとに実施することを検討してください。

以上